

規則改正に当たり実施した有識者ヒアリングの意見一覧について

大規模建築物への制度

項目	内容	有識者（敬称略）
設置基準量	・床面積に応じて設定する「下限値」「上限値」を建築物の規模に違いのある「工場」と「工場以外」で分けるのは良い。	秋元（建）
	・熱利用設備設置をした場合の設置基準量の換算を東京都と揃えると制度対象者に分かりやすい。	秋元（建）
	・設置基準量の算定は「延べ床面積」でなく、「建築面積」を用いるのがよい。	田辺（建）
	・「建築面積×設置基準率5%」というのは現実的である。設置基準率が5%であっても設置できない建物もあることが想定され、10%を求めることは非現実的である。	田辺（建）
	・大規模建築物では建築物の高さや、電気設備等の設置により太陽光発電設備の設置可能面積がほとんどないこともある。	田辺（建）
	・「上限値」という言葉は分かりにくい。超えてもよいというニュアンスが分かるとよい。	堤（建）
	・「下限値」「上限値」について、工場の用途を分けて考えるのは、地域特性を捉えていてとても良いと思う。	堤（建）
	・建築面積を基準とすると、高層ビルなどはエネルギー消費量が多いにも関わらず設置基準量が緩やかになる。	林（建）
	・工場の場合に他の建築物用途より「下限値」「上限値」を高く設定するのは川崎市の特性を表している良い発想だと思う。	林（建）
	・本制度は、建築物に太陽光発電の設置を促進するファーストステップとしては良いと思う。	林（建）
	・設置基準量の設定に当たり、制度対象者と協力的に進めるのなら設置面積を考慮し「建築面積」、義務的に進めるなら、消費エネルギー量を考慮し「延べ床面積」を用いることになるだろう。	村上（都）
	・設置基準量を延べ床面積で算出するのなら、代替措置で基準達成できるようにすることが必要。	村上（都）
	・設置基準量を「民生系・産業系」などと区分し、設定することはよいことかと思う。	村上（都）
	・下限値は3kWであれば、住宅でも設置可能であり、数値設定に問題ないかと思う。	村上（都）
	・下限値はあまり大きな数値とせず、他都市と同程度の数値に合わせるのが良いだろう。	村上（都）
	・2年目以降は実績に基づいた基準量とする考え方もあるのではないか。	村上（都）
	・日本の脱炭素化は周回遅れである。そのような中で、新築建築物は50年間残るので新築建築物への太陽光発電設備導入は大事であるが、そのようなところに建築面積の5%への設置や、下限値3kWの規模の設備導入では少ない。	村木（都）
・年間導入量は、川崎市の年間需要電力量と比較すると、微々たるものであり、市として高い目標、志が必要ではないか。全ての建築物に太陽光発電設備を載せるだけでは、2050年の脱炭素化には間に合わない。	村木（都）	
・工場は日陰が少なく設置しやすいと思う。	村木（都）	

規則改正に当たり実施した有識者ヒアリングの意見一覧について

大規模建築物への制度

項目	内容	有識者（敬称略）
代替措置	・ オフサイト設置を市内に限定する場合、市内での導入可能性を整理すべきである。	秋元（建）
	・ オンサイト設置が厳しい場合、オフサイトで設備導入できる仕組みが必要。	田辺（建）
	・ 市内限定オフサイトできるような土地は無いのでは。市内でも緑地を切り開くわけにはいかないと思うので、屋根優先になるのでは。	堤（建）
	・ 原則屋根設置とした上で、オフサイト設置を人口密度の高い川崎市内に限定しなくても良い。市域外を可として無理なく制度を進めることも一つの方法。	林（建）
	・ 大規模建築物のオンサイトは難しいので、オフサイトが重要になるだろう。	村上（都）
	・ 代替措置を選択したとしても、それに設置基準量を上乘せするのは厳しいのではないか。	村上（都）
	・ オフサイトPPAは乱開発にも繋がる、また送電網に余裕無い。他の市町村と再エネ供給連携するのも良い。	村木（都）
・ 市内では空いている土地がないため、オフサイト設置を市内に限定できないのではないか。	村木（都）	
その他	・ 除外対象として、屋上を緑化だけでなく休憩場所・いこいの場などとして使用することも考えられ、そのような使い方をする場合を除外しないのであれば丁寧な説明が必要である。	秋元（建）
	・ 川崎市は産業部門からのCO2排出が多いため、市内産業への影響も考慮しつつ、工場への設置を行う制度にする方が良い。	田辺（建）
	・ 設置実績が少ない現在の状況から原則全て設置になるので、メリットなどのアナウンスが重要になってくる。	堤（建）
	・ ヘリポートは使われることが少なく、除外対象とする必要があるのか検討すべき。	林（建）
	・ 屋根貸で太陽光を設置する場合、環境価値が川崎市のものにカウントできず、ダブルカウントとならないように貸した者と設置したものの考え方を整理する必要がある。	林（建）
	・ 市の再エネポテンシャルのボリュームゾーンは住宅なので、大規模建築物は代替措置で基準達成できるような仕組みでよいのではないか。	村上（都）
・ 共同住宅に設置して売電した場合の管理組合などによる利益分配のことを考えたほうが良いだろう。	村上（都）	

項目	内容	有識者（敬称略）
その他	<ul style="list-style-type: none"> 低層建物に設置したパネルの光害が高層建物に影響を及ぼす可能性も考えられるので、低層と高層の組み合わせで構成されているなど、特殊形状の建物への設置について検討が必要ではないか。 	村上（都）
	<ul style="list-style-type: none"> 屋上緑化は設置除外とあるが、屋上緑化と発電はどちらが大事か。別に屋上に憩いの場を作らなくてもよい。 	村木（都）
	<ul style="list-style-type: none"> 電気料金上がっているなので、太陽光設置を行う人も多いと思うし、評価・表彰するものいいかと思う。 	村木（都）

規則改正に当たり実施した有識者ヒアリングの意見一覧について

中小規模建築物への制度

項目	内容	有識者（敬称略）
対象事業者	・国の住宅トップランナー制度の対象事業者と本制度の対象者が合致するようにした方がいい。	田辺（建）
	・住宅トップランナー制度の対象事業者は太陽光発電設備を載せていると思うので、それ以外の事業者が建築する建物に設置をすすめていくことが重要。	田辺（建）
	・省エネ法の適合義務が適合状況8割程度で踏み切ったのに対し、太陽光は現状の設置率が1割程度であることを踏まえると義務化のハードルは高く、住宅トップランナー制度になった取り組みは現実的な施策といえる。	田辺（建）
	・新築住宅建築コスト増から、新築の着工数が大幅に減る可能性があるため、年間建築量の合計5,000㎡でラインを引くと現在の6,000㎡程度供給・建築する事業者が近い将来に対象外となる現象が起きると思う。またコストが上がると住宅は小規模化する。新築戸数が減りかつ小規模化するので、5000㎡ではなく3000㎡でもよいのでは。	田村（住）
	・どの事業者が対象であるか市民が分かるようにした方がよい。	田村（住）
	・制度定着を考えると、一度義務対象となった業者について、次年度以降義務対象者とならなくても、継続・協力をお願いするべき。	田村（住）
	・当初は主要な事業者の誘導となり、義務対象を広げていくのは次のステップでもいいのではないかと思う。対象事業者でなくとも任意報告が可能な取組もよい。	堤（建）
・（対象事業者を5,000㎡以上とすることについて）行政のスケールメリットを考えると上位の事業者を対象とすればよい。	林（建）	
設置基準量	・屋根面積が狭小な建築物は除外するように検討した方がよい。	田辺（建）
	・共同住宅も戸建住宅と同じ2kWでは甘い。2階建てアパートは100㎡くらいの面積があるので、ぜひ設備設置してほしい。戸建住宅に厳しい制度になっているため、考え方を整理してほしい。	田村（住）
	・日陰の除外について、建築面積40㎡未満を除外対象とするのは緩いのではないか。	田村（住）
	・日陰の考え方については、事業者は都道府県ごとに営業所があり、東京都と一緒になくとも対応ができるのではないかと思う。また、除外規定は義務量といった制度根幹とは違うので、無理に東京都に合わせる必要ない。	田村（住）
	・日陰面積を除外としないのは賛成。必ず全住戸に設置する必要はない制度なので。東京都とも揃えるのも良いと思う。	林（建）

（建）：建築環境、（防）：都市防災、（住）：住宅政策、（都）：都市計画等

規則改正に当たり実施した有識者ヒアリングの意見一覧について

中小規模建築物への制度

項目	内容	有識者（敬称略）
代替措置	・小規模なので2 kWのオフサイトPPAはPPA事業者にメリットないのでは。	秋元（建）
	・建築物省エネ法適合義務がある中で、省エネを代替措置とした場合、国と市で整合性がとれなくなるのではないか。再エネ制度の中で進めるのがよい。	田辺（建）
	・新築戸数が多くないので、既設住宅への設置も重要となる。	田村（住）
	・東京都のような、（代替措置として自ら建築した）既設住宅への設置上限2割は必要ない。	田村（住）
	・非化石証書によらない再エネ電源調達は、エンドユーザー（住民）に負担があるため、いかがなものか。	田村（住）
	・オフサイト設置を市内限定として適地が無いのでは。	堤（建）
除外規定	・災害が増えている中でレジリエンスの動きは活発であり、水害の議論もある。太陽光発電設備に限ったことではなく、かさ上げや地下でなく高いところに設置するなど建築設備全体で水没しないような工夫が必要という議論が最近されている。太陽光発電設備だから浸水エリアへの設置は除外というのは違和感がある。工夫して置いてください、ということでは。	秋元（建）
	・（太陽光発電設備の水没の）リスクは国全体で考えていくことだと思う。	秋元（建）
	・浸水する前にまず避難すると思うので、JPEAが示したようなケースは実際には生じないと思う。感電による人的被害の恐れへの考え方は川崎市の考え方で良いと思う。感電の人的被害については近づかなければ良い。	加藤（防）
	・水害時に太陽光発電システムにおいて、感電で人的被害が発生するおそれは極めて低い、という市の説明は納得。	加藤（防）
	・市が制度3の取組とあわせて、建築主が浸水区域の状況や水害対策等を正確に理解したうえで、太陽光発電設備の設置を行うか否かを判断できるよう、市が適切に情報提供を行う等の取組は重要。	加藤（防）
	・東日本大震災の津波時の太陽光の事故が詳しい状況は分からないが4件くらいある。当時と比べ今の設置量は概ね10倍であるので、事故件数も10倍とすると40件となりと無視できる数字ではない。	加藤（防）
	・パワコン・接続箱が水没し、水が引いた後で発火した事例があり、発火の可能性が気になる。	加藤（防）
	・土砂災害で家が壊れると、太陽光のせいで太陽光が無い場合よりも救助活動に時間がかかるおそれはある。	加藤（防）
	・（土砂災害区域について）わずかなリスクまで考えて行政が建築主等へ適切に情報提供をしていくとしており、最初から除外する必要は無い。	加藤（防）
・浸水エリアへ設置について、危険性はあるので、除外しないのであれば、行政としての説明をしっかりとすべきであり、行政が説明資料を作って太陽光発電設備の説明書と一緒に配布するのも良い。	田村（住）	

（建）：建築環境、（防）：都市防災、（住）：住宅政策、（都）：都市計画等

規則改正に当たり実施した有識者ヒアリングの意見一覧について

中小規模建築物への制度

項目	内容	有識者（敬称略）
除外規定	・（浸水エリアの除外について）災害時に停電したときに太陽光あれば助かるのでは。建築主に説明して判断してもらえばいいと思うので、最初から除外する必要は無い。	堤（建）
	・算定基準率として70%を設けているので、浸水エリア除外は必要ない。残りの3割の部分と考えればよい。	林（建）
	・浸水に関する電気設備については、この制度とは違うところで議論すべき。	林（建）
公表	・制度対象事業者を市民が分かるようにした方がよい。	田村（住）
その他	・制度対象者の手間を減らす取組は必要。	田辺（建）
	・基準よりさらに上の誘導基準を設け、達成した場合は表彰するなど事業者を誘導していくことが重要。	田辺（建）
	・制度試行実施はよい考えの一つだと思う。	田村（住）
	・建築主が太陽光を設置することに意義を見出すことが大事。アナウンスの仕方が重要であるが、行政からの正しい情報は安心感があるので意味がある。	堤（建）
	・既存建築物への設置は、持ち主がメリットを感じないと設置進まない。一般市民にもアナウンス必要。	堤（建）
・本制度は建築事業者が対象であっても、住んでいる人が再エネ（太陽光）を使い続けることが大事である。	村上（都）	